

## 平成 21 年度第 2 回 法律学教育 FD/IT 活用研究委員会 議事概要

- I. 日時：平成 21 年 7 月 22 日(水) 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
- II. 場所：私立大学情報教育協会事務局会議室
- III. 出席者：吉野一委員長、加賀山茂、執行秀幸、高嶋英弘、中村壽宏  
井端事務局長、森下、恩田
- IV. 検討事項

### 1 学士力の詳細設計についての個別検討

#### (1) 学士力の詳細設計に関する検討方針について

学士力案の各項目について、各大学で共通の学士力の水準・測定手段を論じるための到達目標を明確に設定する必要があることを踏まえて、(1)箇条書きとすること、(2)本文の趣旨をさらに具体的に説明する解説を添えること、が確認された。

#### (2) 学士力案①について (担当：吉野委員長)

原案について

法的問題を説明するときに定義抜きに例だけで説明できないことから法学における「定義」の重要性が指摘され、原案に「定義を説明する能力」を復活させた。また、実定法の例示の範囲について、主要な実定法（基本科目）と他の科目群に分離することとした。

議論

法の全体像把握と実定法のルールの説明はどう違うのか素人から見てわかりづらいとの指摘があった。この点について議論した結果、それぞれ以下のように理解することとなった。

(a) 法の全体像の把握とは、最近の法学教員は法を体系的（全体の中での法の位置付け）に理解することよりも全体像（法の相互関係）を把握する方法にシフトしてきていることを踏まえ、私法・公法や実体法・手続法のような法の分類とそれぞれの種類ごとの特性を知ること、と理解する。

(b) 法原則とは、例えば「私的自治」「外観法理」「取引の安全」のような、立法時の基本設計図のようなものを指す、と理解する。

(c) 法概念とは、「故意・過失」「有効・無効」のような、通常は法律辞書等で調査する法の専門用語や制度に類するものを指す、と理解する。

(d) 法ルールとは、条文の意味を理解することも重要であるとの認識から、法律の個々の規定の具体的なルール（要件・効果の構造を持つもの。）を指す、と理解する。

### (3) 学士力案②について (担当：執行委員)

原案について

専門家でなくても日常生活や仕事で事件に巻き込まれる可能性があるので、法的知識を使って問題解決する能力がある程度は必要である。また、問題解決を弁護士に依頼する場合であっても、弁護士の行動を理解しながら自分自身の望む解決は自分自身で考えなければならぬ。そのための能力を要求する。具体的には、単純な問題に対しては知識から何も見ないで解答を出せる能力が必要であり、複雑な問題については情報収集と推論によって問題に取り組み、さらに結果を適切に表現することができる能力が必要である。

議論

ここで要求するのは、法律問題について自ら調べて解ける能力である。それはすなわちIRACと表現される「争点発見—情報収集—整理・検討—分析・適用」の一連の作業と、さらにそれら各過程において法律問題を適切に表現する能力の獲得である、と理解する。

### (4) 学士力案③について (担当：高嶋委員)

原案について

法の成立の背景とその機能を正しく認識した上で法を使うということが必要だという認識にたち、また批判的・相対的な検討によって今後の法の発展を予測することがビジネスや政策形成に重要であることから、広い視野から法を分析し評価する能力を求める。これにより、将来の「あるべき法の形成発展」に直接寄与できる可能性が開かれる点も重要である。

議論

法を分析・評価できるとはどの程度のことを意味するのか、という点が指摘された。これに対して、法を絶対視することなくその機能の限界を知ることによって柔軟な思考の元に選択的な解決手法を考えることができるという視点が示され、「分析・評価」とは社会科学全体における法の持ち場を正しく理解しつつ他の社会科学とどのようにせめぎ合っていくのかを理解するという趣旨である、と理解することとした。

また、他の社会科学の分野からのアプローチによって法の限界・問題点を議論することこそ学部教育に求められる点も指摘された。

### (5) 学士力案④について (担当：加賀山委員)

原案について

法が実際に適用される領域は個人—家庭—地域—企業—国家—国際へと広がっていくと

いう認識にたち、家族法が社会全体の全ての法の縮図となっているという観点からの説明によって、プランニング能力の重要性を指摘する。

#### 議論

プランニングには紛争防止だけではなく法的知識を戦略的に使って企業活動などを発展させるという視点が当初はあった、という点が指摘された。そこで、原案がしめす個人・家庭レベルでのプランニング能力の獲得の要求は残すこととして、さらに企業などが求める学士力としてのコンプライアンス・リスク管理および企業発展に寄与するプランニング能力の獲得という要求を加味することとした。

なお、学士力案④は学士力案①②と関連が強いことから、学士力③と順序を入れ替えることとする。

## 2 学士力の詳細設計の再検討

以上の各議論を踏まえて、以下に示す担当者において改訂案を7月30日までに作成して提出し、次回委員会においてそれらを再度検討することとする。